

## 指定生活介護

## 報酬算定に係る自己点検表

事業所の名称	
事業所番号	
実地指導実施年月日	
記入者	職・氏名

岐阜県健康福祉部 障害福祉課

# 生活介護

事業所名

実施日 令和 年 月 日

点検項目	加算概要	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
平均障害支援区分	平均障害支援区分が4未満					
	平均障害支援区分が4以上5未満					
	平均障害支援区分が5以上					
医師	利用者に対して日常生活上の健康管理等を行うために必要な数の配置があるか				嘱託医契約で良い	
生活支援員	生活介護の単位ごとに1以上配置があるか					
看護職員	生活介護の単位ごとに1以上配置があるか					
理学療法士または作業療法士	理学療法士または作業療法士は、生活介護として必要な訓練を行うための必要数が配置されてあるか					
常勤換算数	常勤 人、非常勤 人（常勤換算 ）				看護職員、理学療法士または作業療法士及び生活支援員の総数	
管理者	管理業務に支障がない場合は兼務可				当該事業所の従業者として従事する場合又は同一敷地内の事業所等の従業者等として従事する場合は兼務可	
利用定員	( ) 人					
前年度の利用者平均	( ) 人					
サービス管理責任者	常勤 人、非常勤 人（常勤換算 ）					
	専従であるか				管理者との兼務可	
	経験年数が基準を満たしているか					実務経験証明書
	サービス管理責任者資格・相談支援従事者研修受講証を保有しているか					資格書類

点検項目	加算概要	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
	※みなしサービス管理責任者の場合 1年以内に研修を受講できる体制であるか					みなし配置を認める障害福祉課からの書類
共生型生活介護	児童発達支援事業所等、通所介護事業所等において共生型生活介護を行っているか					指定申請書類
	小規模多機能型居宅介護事業所等において共生型生活介護を行っているか					
	サービス管理責任者を1名以上配置し、地域貢献活動を行っているか					
定員超過利用減算	過去3か月の利用平均障害者が定員の125%を超過しているか 1日あたりの利用障害者数が定員の150%を超えているか					
サービス管理責任者欠如減算	サービス管理責任者が常勤専従で配置できていなかった時期が一定期間存在するか					
サービス提供職員欠如減算	指定基準に定める人員基準を事業所が満たしていない期間が存在するか					
個別支援計画未作成減算	個別支援計画を作成せずサービス提供をしているか					
短時間利用減算	利用時間が5時間未満の利用者が全体の5割以上であるか					
開所時間減算	開所時間4時間未満の日に減算を行っているか					
	開所時間4時間以上6時間未満の日に減算を行っているか					
大規模事業所減算	定員が81人以上の大規模事業所である場合、減算をしているか					
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等に係る記録を適切に残していない場合があるか					身体拘束記録
医師未配置減算	医師を配置していない場合、減算をしているか					
人員配置体制加算（Ⅰ）	区分5または6に相当する利用者が100分の60以上いるか 直接処遇職員を1.7：1以上配置しているか					
人員配置体制加算（Ⅱ）	区分5または6に相当する利用者が10分の50以上いるか 直接処遇職員を2：1以上配置しているか					

点検項目	加算概要	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
人員配置体制加算（Ⅲ）	直接処遇職員を2.5：1以上配置しているか					
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	常勤職員（実数）のうち、資格者が35%以上いるか					従業員資格書類
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	常勤職員（実数）のうち、資格者が25%以上いるか					従業員資格書類
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	直接処遇職員の総数（常勤換算）のうち、75%以上が常勤職員であるか					
	常勤職員（実数）の30%以上が、3年以上当事業所で従事した職員であるか					
常勤看護職員等配置加算（Ⅰ）	看護職員が常勤換算で1以上配置されているか					
常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）	看護職員を常勤換算で2名以上配置し、かつ厚生労働大臣が定める者に対して支援を行っているか				【～R3.3.31】と【R3.4.1～】で「厚生労働大臣の定めるもの」に変更有	
常勤看護職員等配置加算（Ⅲ） 【R3.4.1～】	看護職員を常勤換算で3名以上配置し、かつ2名以上の厚生労働大臣が定める者に対して支援を行っているか				R3.4.1～新設	
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚または聴覚もしくは言語機能に重度の障害が利用者の100分の30以上いる際、専門性を有する職員を追加で配置しているか					
初期加算	生活介護を開始してから30日以内の利用者に対して加算を算定しているか					
訪問支援特別加算	所要時間が1時間未満の場合					相談支援記録
	所要時間が1時間以上の場合					
欠席時対応加算	欠席時の対応記録が適切に残されているか					

点検項目	加算概要	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
重度障害者支援加算（体制加算）【～R3.3.31】	強度行動障害者養成研修を受講した職員を配置し、支援計画シート等を作成できる体制となっているか					従業員資格書類
重度障害者支援加算（個別加算加算）【～R3.3.31】	厚生労働大臣が定めた基準を満たしている利用者に対し、支援計画シートに基づき、個別に支援を行っているか					従業員資格書類
	上記の個別加算を算定を開始して90日以内の利用者について、さらに追加の加算算定をしているか					
重度障害者支援加算（Ⅰ）【R3.4.1～】	人員配置体制加算（Ⅰ）及び常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）を算定している指定生活介護事業所等であって、重症心身障害者が2人以上利用しているものとして県へ届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に算定しているか。				指定障害者支援施設が施設入所者に指定介護等を行った場合は算定しない。（当該障害者支援施設の施設入所支援の利用者以外の者が生活介護を利用した場合は可【R3.4.1～】）	従業員資格書類
重度障害者支援加算（Ⅱ）（体制加算）【R3.4.1～】	強度行動障害者養成研修を受講した職員を配置し、支援計画シート等を作成できる体制となっているか				指定障害者支援施設が施設入所者に指定介護等を行った場合は算定しない。（当該障害者支援施設の施設入所支援の利用者以外の者が生活介護を利用した場合は可【R3.4.1～】）	従業員資格書類
重度障害者支援加算（Ⅱ）（個別加算加算）【R3.4.1～】	厚生労働大臣が定めた基準を満たしている利用者に対し、支援計画シートに基づき、個別に支援を行っているか					従業員資格書類
	上記の個別加算を算定を開始して180日以内の利用者について、さらに追加の加算算定をしているか					
利用者負担上限額管理加算	利用者負担額合計額の管理を行った場合、当該利用者について、加算算定をしているか					
リハビリテーション加算（Ⅰ）	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等により、利用者ごとにリハビリテーション計画を作成し、個別のリハビリを行っているか ※特定利用者のみ算定可能					
リハビリテーション加算（Ⅱ）	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等により、利用者ごとにリハビリテーション計画を作成し、個別のリハビリを行っているか					
食事提供体制加算	収入が一定以下の利用者に対して、事業所が準備した食事を提供しているか					
延長支援加算	サービス提供時間が8時間以上であって、その前後の時間に利用者に対して支援を行っているか					

点検項目	加算概要	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
送迎加算（Ⅰ）	1回の送迎につき、平均10人以上が利用し、かつ週3回以上実施しているか					
送迎加算（Ⅱ）	1回の送迎につき、平均10人以上が利用している、もしくは週3回以上実施しているか					
障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）	生活介護を利用する利用者が、指定地域移行支援のサービスの体験的な利用をする場合に支援等を行った場合に、加算を算定しているか（5日以内）					
障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）	生活介護を利用する利用者が、指定地域移行支援のサービスの体験的な利用をする場合に支援等を行った場合に、加算を算定しているか（5日以上15日以内）					
就労移行支援体制加算	生活介護のサービスを利用した利用者が一般就労し、その後6ヶ月以上継続して就労しているものが、前年度において1名以上いるものとして届け出を出し、加算を算定しているか					
福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰを算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱを算定					
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲを算定					
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳを算定					
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅴを算定					
福祉・介護職員処遇改善特別加算	福祉・介護職員処遇改善特別加算を算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）を算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	

# 福祉・介護職員処遇改善加算

加算(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・特別・特定Ⅰ・特定Ⅱ)

事業所名 \_\_\_\_\_

点検項目	点検事項	点検欄	確認欄
【共通】	① 福祉・介護職員の賃金改善（退職手当を除く）に要する費用見込額が、この加算の算定見込額を上回る賃金改善計画を策定し、計画に基づき適切な措置を講じている	点検事項に適合	
	② 加算の算定額に相当する賃金改善を実施	点検事項に適合	
	③ 福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、届出をしている	周知かつ届出	
	④ 事業者において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績（介護職員処遇改善実績報告書）を報告している ア 福祉・介護職員以外を対象に含めていない イ 加算総額は国保連から通知された金額と原則一致している ウ 賃金改善額は賃金台帳等の金額と一致している	実績報告書の数字と一致 ・国保連の加算額通知書 ・賃金改善額明細書 ・賃金台帳等	
	⑤ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない	なし あり	
	⑥ 当該事業者において、労働保険料の納付が適正に行われている	該当 非該当	
	変更事由に該当する場合に「変更届」を提出している	提出 該当なし	
	事業継続のため賃金水準を引き下げる特別事情※に該当するため、「特別な事情に係る届出書」を提出した上で、介護職員の賃金水準を引き下げた	提出 該当なし	
	Ⅰ ⑦-1から⑦-3及び⑧のすべてに適合する	点検事項に適合	
	Ⅱ ⑦-1から⑦-2及び⑧のすべてに適合する	点検事項に適合	
Ⅲ ⑦-1または⑦-2及び⑧'に適合する	点検事項に適合		
Ⅳ ⑦-1、⑦-2または⑧'のいずれかに適合する	点検事項に適合		
Ⅴ 【共通】の①から⑥に適合する（⑦と⑧のいずれも満たさない）	点検事項に適合		
特別 【共通】の①から⑥に適合する（⑦と⑧のいずれも満たさない）	点検事項に適合		
特定Ⅰ aとbとcに適合する a Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかに適合する b 職場環境等要件に関する取り組みを複数したうえで、ホームページ等で見える化を行っている c 福祉専門職員配置等加算を算定している	点検事項に適合		
特定Ⅱ aとbに適合する a Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかに適合する b 職場環境等要件に関する取り組みを複数したうえで、ホームページ等で見える化を行っている	点検事項に適合		
⑦-1 【キャリアパス要件Ⅰ】（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ） aとbに適合する。 a 福祉・介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた、任用要件（賃金に関するもの含む）及び賃金体系を定めている b aの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。	a 任用要件と賃金体系を定めている b 書面作成及び周知している	就業規則等の根拠規定	
⑦-2 【キャリアパス要件Ⅱ】（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ） aとbに適合する。 a 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びア又はイに掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。 ア 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行うこと イ 資格取得のための支援を実施すること b aについて、全ての福祉・介護職員に周知している	a 計画策定、研修実施（機会確保と能力評価又は支援実施） b 周知している	計画等の文書 研修等の記録	
⑦-3 【キャリアパス要件Ⅲ】（処遇改善加算Ⅰ） aとbに適合する。 a 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。具体的には次のアからウまでのいずれかに該当する仕組み ア 経験に応じて（勤続年数や経験年数等）昇給する仕組み イ 資格等に応じて昇給する仕組み ウ 一定の基準に基づき、定期に昇給を判定する仕組み（客観的な評価基準や昇給条件が名文化されていることが必要） b aの内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している	a 昇給の仕組み又は定期昇給の仕組みがある b 周知している	就業規則等の仕組みを規定した文書（就業規則、給与規定等）	
【個別】			

⑧	<p>【職場環境等要件】（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ）</p> <p>平成27年4月から②の届出の日に属する月の前月までに実施した処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知している。</p>	内容・費用を全介護職員に周知	
⑧'	<p>【職場環境等要件】（処遇改善加算Ⅲ、Ⅳ）</p> <p>平成20年10月から②の届出の日に属する月の前月までに実施した処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知している。</p>	内容・費用を全介護職員に周知	